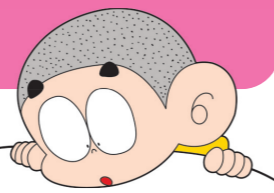


# 介護保険料を滞納していると…

保険料を滞納していると、介護(予防)サービス(地域支援事業(総合事業)を除く)を受ける際に、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。また、保険料の滞納が続くと、差押等の処分があります。

**自然災害や火災、生計を維持する方の死亡等で納付が困難となった場合は、早めに介護保険課にご相談ください。**



<b>納期限を過ぎると</b>	督促状や催告書が発送され、督促手数料や延滞金が加算されます。
<b>1年以上滞納していると</b>	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が払い戻されます。
<b>1年6ヶ月以上滞納していると</b>	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料と相殺されます。
<b>2年を過ぎると</b>	未納期間に応じて費用負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

# 介護保険料の減免について

収入が少ない方の負担軽減のために、都城市独自の減免制度があります。以下の要件に該当すると思われる方は、事前に介護保険課にご相談ください。

## 1 減免の対象者

次の6つの条件すべてに該当する方が対象です。

- |                                                                             |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①所得段階が第2段階又は第3段階である。                                                        | ③住民税課税者に扶養されていない。        |
| ②世帯の前年(令和4年1月～12月)の年間収入金額が、1人世帯105万円、2人世帯140万円以下である。<br>※世帯員が1人増加すごとに35万円加算 | ④住民税課税者と生計を共にしていない。      |
|                                                                             | ⑤世帯の預貯金が160万円以下である。      |
|                                                                             | ⑥居住用以外の処分できる不動産を所有していない。 |

## 2 減免額

保険料年額が第2段階(基準額×0.5)又は第3段階(基準額×0.7)から第1段階相当額(基準額×0.3)へ変更されます。  
(ただし、9月以降の申請は、申請月以降を月割計算した額が減額されます。)

## 3 申請方法

令和5年8月1日から8月31日までに介護保険課へ、減免申請書と収入状況等申告書、同意書を提出してください。  
※令和5年9月から令和6年4月までに申請の場合は、申請月以降を月割計算します。

## 4 申請に必要なもの

- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)
- 世帯全員の印鑑、預金通帳(令和4年1月1日～申請日の記載があるもの)
- 世帯の収入が証明できる書類(年金額支払通知書もしくは年金証書・源泉徴収票・給与明細書など)
- 代理申請の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類

## 65歳以上の方の介護保険料についての問合せ先

都城市 介護保険課  
保険料担当  
1Fオレンジ7番

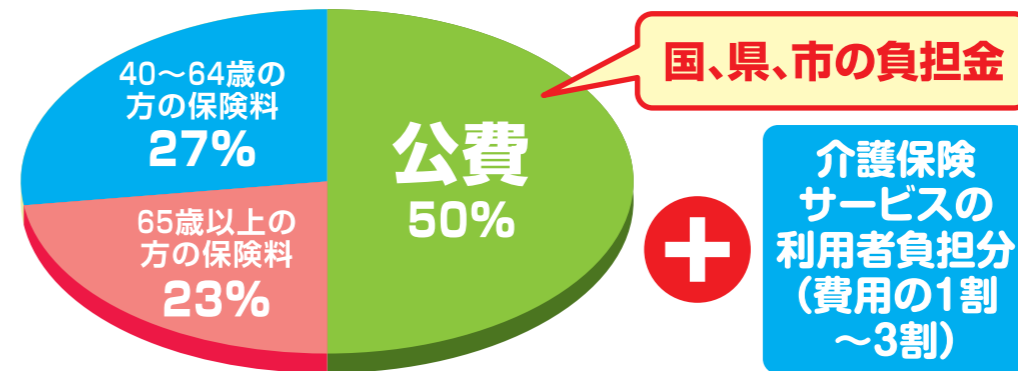
☎23-2596  
(直通)

- |          |       |          |              |
|----------|-------|----------|--------------|
| ●山之口総合支所 | 地域生活課 | 保険年金福祉担当 | ☎57-3112(直通) |
| ●高城総合支所  | 地域生活課 | 保険年金福祉担当 | ☎58-2312(直通) |
| ●山田総合支所  | 地域生活課 | 保険年金福祉担当 | ☎64-1114(直通) |
| ●高崎総合支所  | 地域生活課 | 保険年金福祉担当 | ☎62-1112(直通) |

令和5年度版 都城市 第1号被保険者(65歳以上の方)の

# 介護保険料のお知らせ

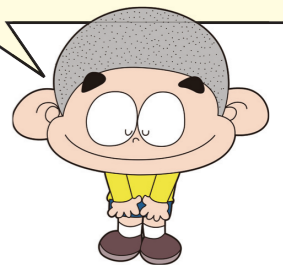
## 介護保険の財源の内訳



介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合う制度です。

みなさんが納める介護保険料は介護保険を運営するための大切な財源です。

みなさんの御理解と御協力ををお願いします。



## 介護保険料の納め方

納め方は年金の受給額によって2通りに分かります。

### 年金が年額18万円以上の方 特別徴収

- 年6回ある年金の定期受給の際にその受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。
- ※差引きの対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。老齢福祉年金は対象になりません。

特別徴収					
仮徴収(暫定賦課)			本徴収(本算定賦課)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。			算定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。		
4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。			算定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。		
原則、前年度2月期と同額になります。					

### 年金が年額18万円未満の方 普通徴収

- 保険料の年額を8回(期)に分けて個別に納付書で納めます。
- 納付書を送付しますので、納期限内に都城市役所、総合支所、地区市民センター、コンビニエンスストア、取扱金融機関、スマートフォンアプリ等で納めてください。

普通徴収							
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

### 年金が年額18万円以上の方でも次の場合には普通徴収となります

- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢年金(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市町村から転入した。
- 年度途中で保険料額が変更になった。
- 年金が一時差止めになった。(現況届の遅れ等)
- 年金を担保に借入れをした。

## 年金から差し引かれる方には都城市から事前に「介護保険料特別徴収通知書」

を送りますので、金額や差し引かれる時期等を御確認ください。

## 納付書で納める方は、口座振替が便利で確実です!

介護保険料納付書又は介護保険被保険者証、通帳、印鑑(通帳届出印)を持って、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関へお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込日の翌月(又は翌々月)以降になります。  
※口座の残高を御確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

●銀行等に出向かずに、お持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット等から簡単に口座振替の申込み可能。  
詳しくは、都城市公式HPトップページ又はQRコードから、「Web口座振替受付サービス」へアクセス!

※口座振替開始は、各月8日までの申込みの場合は当月の納期分、9日以降の場合は翌月の納期分からとなります。



QRコード